

## 総務文教常任委員会記録【未校正】

○招集日時 令和5年12月 6日（水）午前10時00分

○招集場所 議事堂大会議室

○出席委員

委員長	岩澤 信
副委員長	須田 光雄
委員	根岸 裕美子
〃	久保田 真澄
〃	小堤 修
〃	落合 信太郎
〃	関戸 勇
〃	結城 繁

○欠席委員 なし

○出席説明員

総務部長	鈴木 文江
選挙管理委員会書記長	
政策推進部長	齋藤 嘉彦
財政部長	田中 英樹
教育部長	井橋 貞夫
教育参事	伊藤 誠
総務部次長	斉藤 理昭
会計管理者	石塚 幸夫
教育次長	森川 和典
消防次長	仲村 厚
総務課長	
選挙管理委員会書記長補佐	松崎 剛
人事課長	軽部 幸雄
情報管理課長	岩崎 弘宜
市民課長	安田 徹也

政策推進課長  
魅力とりで発信課長  
文化芸術課長  
財政課長  
公共施設整備課長  
管理課長  
排水対策課長  
学務課長  
保健給食課長  
指導課長  
教育総合支援センター長  
生涯学習課長  
子ども青少年課長  
スポーツ振興課長  
監査委員事務局長  
消防本部警防課長  
消防本部予防課長  
総務課副参事  
選挙管理委員会主任書記  
人事課副参事  
財政課副参事  
管理課副参事  
排水対策課副参事  
安全安心対策課長補佐  
安全安心対策課長補佐  
情報管理課長補佐  
市民課長補佐

高中誠  
立野啓司  
飯山貴与子  
海老原輝夫  
原部英樹  
飯竹永昌  
飯塚稔  
直井徹  
大野篤彦  
丸山信彦  
笠井博貴  
塚本豊康  
長塚逸人  
豊島寿  
鈴木正美  
中村幸男  
満健一  
土谷靖孝  
山下拓  
谷池公治  
山田哲也  
仁杉繁隆  
真田幸彦  
岡本純  
松崎昌也  
澁谷茂

魅力とりで発信課長補佐	鈴木健太
教育総務課長補佐	文随正和
学務課長補佐	櫻井裕也
教育総合支援センター課長補佐	唐口薫
生涯学習課長補佐	鈴木克哉
埋蔵文化財センター長	本橋弘美
子ども青少年課長補佐	蛭田暁
スポーツ振興課長補佐	野口勝彦
保健給食課係長	吉岡亮

○職務のため出席した者 議会事務局 議長 吉田文彦  
議会事務局 主事 高橋賢人

○その他の出席者 なし

- 付託事件 議案第54号 取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第55号 取手市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第56号 取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について  
議案第57号 取手市火災予防条例の一部を改正する条例について  
議案第60号 令和5年度取手市一般会計補正予算（第9号）（所管事項）

○調査事件 所管事務調査（令和5年度第2回市民との意見交換会におけるご意見・ご要望の調査について、その他）

○審査の経過

午前10時 分開議

## 【ここから音校正済 議案審査部分（総務等）】

○岩澤委員長 ただいまの出席委員数8名。定足数に達していますので会議は成立します。ただいまから、総務文教常任委員会を開会します。  
次に、本日の会議の映像は、市議会ユーチューブサイトでライブ配信します。また、配

信は通常の固定カメラによる動画配信のほか、全方位カメラを使った 360 度の動画配信も行います。そのため、市議会ユーチューブサイトから 2 種類のライブ配信映像を御覧いただけます。

それでは、審査を行います。当委員会の審査順序は、サイドブックに登載したとおりです。委員各位に申し上げます。一般会計補正予算に対する質疑及び付託議案外質疑について、事前通告にすること、また一般会計補正予算に対する質疑への答弁を聞いて疑問が残った委員からの議論を深める質疑を認めます。さらに、質疑は一問一答とし、1 議題につき質疑のみで 5 分です。質疑時間残り 1 分でベルを 1 回、質疑時間終了でベルを 2 回鳴らしますので、御承知おき願います。

また、発言は簡単明瞭に、発言者は挙手し、委員長の指名の後、発言するようお願いいたします。また、御面倒でも発言の前にマイクのボタンを押してから発言願います。執行部の皆さんに申し上げます。委員に対する最初の答弁の際、冒頭に部署名と名前を述べてから答弁に入ってくださいようお願いいたします。最後に、質疑の内容として、各課カウンターで聞くことができる、分からないから、軽微な確認など、質の低い質疑は厳に慎んでいただきますようあらかじめ申し上げます。

それでは、議案第 54 号、取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本件につきましては、11 月 24 日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りします。議案第 54 号について、説明を省略することに賛成の委員は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○岩澤委員長 賛成多数です。よって、議案第 54 号につきましては、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

関戸委員。

○関戸委員 今回、この自治法が改正されたということに伴って、提案をされております。それで、この提案を——改正されてから、こういうふうに条例で出るまでの期間というのは、どんなような経過を経て出てくるものなんでしょうか。つまり、結構時間がかかっているのかなと思っていますが。

○岩澤委員長 松崎課長。

○松崎総務課長 総務課、松崎でございます。よろしくお願いたします。法の改正がありまして、法に準拠した形で条例の改正が必要なものにつきましては、その施行の時期等を踏まえまして、適切なタイミングでの条例改正ということで、つなげていくところでございます。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 その期間というのは、おおよそどのぐらいで出るものなんでしょうか。

○岩澤委員長 松崎課長。

○松崎総務課長 お答えいたします。この改正のタイミングにつきましては、法の改正の

施行時期等によって様々——ちょっと若干、改正の時期というのは変わるところかと思えます。ですので、おおむねどのくらいの期間でということは、ちょっと一概に申し上げられないかと思えます。以上です。

○岩澤委員長 ほかありませんか。——質疑なしと認めます。以上で、議案第 54 号の質疑を打ち切ります。

続いて、議案第 55 号、取手市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本件につきましては、11 月 24 日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りします。議案第 55 号について、説明を省略することに賛成の委員は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○岩澤委員長 賛成多数です。よって、議案第 55 号につきましては、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

関戸委員。

○関戸委員 今回、正式に位置づけると——駐車場として位置づけるということになりました——なるんですが、あわせて、今後の整備計画などはまだ全くこれからですか。

○岩澤委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 安全安心対策課の岡本です。お答えします。整備という点なんですけれども、現状、白い枠線で区切られている部分については、色の塗り直し等は検討しているところですが、例えばラック式にするとか、何か屋根をつけるとか、そのような整備については今のところ予定はしておりません。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 放置自転車が相当あると思うんですが、この辺については特に対処はないですか。

○岩澤委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 お答えします。補正のほうとの絡みになってしまうんですけれども、関鉄さんとの関係で、新たな自転車駐車場を整備するという話は協議させていただきまして、結果的には今回、関鉄さんが別な場所に整備するという事で——形になりました。なので、ちょっと少し時間はかかってしまうんですけれども、放置自転車については今後も対応のほうはさせていただき予定となっております。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 面積なんですけど——面積はおおよそ、どのぐらいになるでしょうか。

○岩澤委員長 鈴木部長。

○鈴木総務部長 総務部、鈴木です。今回整備させていただき、ゆめみ野の駐輪場なんですけど、全体の面積は 148.4 平米、枠——先ほど岡本補佐のほうから答弁させていただいた枠線で区切って、ここに止めてくださいということで、枠をつくっているんですけども、枠内の面積は 108.2 平米になります。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 はい。

○岩澤委員長 そのほかありませんか。質疑なしと認めます。以上で、議案第 55 号の質疑を打ち切ります。

続いて、議案第 56 号、取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。本件につきましては、11 月 24 日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りします。議案第 56 号について、説明を省略することに、賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○岩澤委員長 賛成多数です。よって、議案第 56 号につきましては、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

根岸委員。

○根岸委員 よろしくお願ひいたします。今回、この議案第 56 号が可決された場合、増額分というのは、いつの支払いになるのでしょうか。

○岩澤委員長 山下副参事。

○山下人事課副参事 人事課の山下です。根岸委員の御質疑に答弁させていただきます。今回の改正によつての給料・期末手当などの増額分につきましては、差額ということで 1 月 25 日に支給する予定でございます。以上です。

○岩澤委員長 根岸委員。

○根岸委員 本来であれば年内に支給するべきものなのかなと思うんですけども……

○岩澤委員長 根岸委員、マイク切れてますね。

○根岸委員 (続) すみません。本来であれば年内に支給するべきものなのかなと思うんですけども、事務作業が膨大になるというのは予想されますので、例えば議会の初日に議決をしたとしても、年内の支払いには間に合わないという理解でよろしいでしょうか。

○岩澤委員長 山下副参事。

○山下人事課副参事 お答えいたします。もし先議で可決していただいたとしても、実際の額等の計算につきましては、非常に事務処理のほう膨大ですので、その期限に——年内にと——いうところについては間に合わないというように認識しております。以上です。

○岩澤委員長 軽部課長。

○軽部人事課長 人事課の軽部です。今の答弁に補足をさせていただきます。根岸委員のほうから、事務作業が膨大になるという部分についてなんですが、まさしく今、年末調整の処理に向けて職員が毎日遅くまで、職員全員——会計年度任用職員も年末調整が必要になりますので、そういった書類を今やっている中です。それで今改定——ここで金額が——一年間の収入が変わると、そこはまた変わってくるということになってしまいますので、根岸委員のおっしゃるとおり、さらに業務の量が増えてしまつて、どうしても 2 月 10 日の——12 月の給与の支給時に——当然年末調整という形になりますから、事務のほう

間に合わないということになります。以上です。

○岩澤委員長 そのほかありませんか。

結城委員。

○結城委員 本会議でも聞いたんですけども、この人事院勧告が、今回は民間のベースが上がったということで増額という話になると思うんですが、今までに人勧で下げろと言ったことって——下げるということは、今まであったでしょうか。

○岩澤委員長 軽部課長。

○軽部人事課長 人事課、軽部です。結城委員の御質疑にお答えをいたします。これまでも給与——給料また期末・勤勉手当の引下げというのは、人事院勧告で出されたケースがございます。その場合には——引下げの場合には、給料の場合には翌月の1月から給与改定という形で、引き下げた給料を支給するという形を取っております。以上です。

○岩澤委員長 結城委員。

○結城委員 実際、取手の場合でも引き下げたことがあるということですか。

○岩澤委員長 軽部課長。

○軽部人事課長 お答えいたします。おっしゃるとおり、これまでもその対応をした経緯はございます。以上です。

○岩澤委員長 結城委員。

○結城委員 引下げのとき、それから今回増額のとき、これは職員組合さんとはどのような話合いをするのでしょうか。

○岩澤委員長 軽部課長。

○軽部人事課長 今回は特に、給料及び期末勤勉が引上げとなっておりますので、組合のほうには、今回の条例改正を提出させていただくという報告はさせていただいております。

○岩澤委員長 結城委員。

○結城委員 増額のときには、それほど別に問題ならないということなのかなと思いますが、その下げたときに、議員と市長の期末手当というのは下がったのでしょうか。

○岩澤委員長 軽部課長。

○軽部人事課長 お答えいたします。まず御存じのとおり、市長・副市長・教育長——常勤の特別職と言われる三役につきましては、あくまでも人事院勧告に基づくものではなくて、国家公務員の特別職の法律——給与等の法律に基づいて、それに倣うような形でこれまでも取手市では改正を行ってまいりました。そういった中で、そちらの法律が改正された場合には、それに倣う形で同様の対応をしております。

○岩澤委員長 結城委員。

○結城委員 そうすると、人事院勧告で減額しろと言って、そのときは職員さんは下がるけれども、これは常勤の特別職・非常勤の特別職には及ばないので、そこは動いてないということでもいいですか。

○岩澤委員長 軽部課長。

○軽部人事課長 お答えいたします。私どもが承知してる限り、国家公務員の特別職については、人事院勧告——一般職を対象とする人事院勧告を踏まえながら——踏まえ、法律

を改正するというふうな形で聞き及んでおります。その場合に、一般職がそのような対応になった場合は、国家公務員の特別職についても法律改正において、同様の率は——同様の率ではありませんけれども、そのような対応が取られているというふうに認識しております。以上です。

○岩澤委員長 結城委員。

○結城委員 いや私が聞いているのは、取手での事例はどうだったのかということなんです。

○岩澤委員長 軽部課長。

○軽部人事課長 取手市においても、これまでも国家公務員の法律改正に倣って対応してまいりましたので、取手市でも同様に——取手市はそのような対応をしていたと認識しております。

○岩澤委員長 山下副参事。

○山下人事課副参事 今の補足となるんですけども、近年ですと令和2年あと令和3年分について、期末手当の減額ということがありまして、令和2年度分について、期末手当が1.3から1.25に下がった場合、この場合も特別職の期末手当は減額になりました。また、令和3年度分については、令和4年度の6月のときに減額という形にしたんですけども、こちらについても、そのタイミングに合わせて特別職の期末手当は減額したという——給与に関しては最近——給料に関しては最近は減額ということは近年はないんですけども、期末手当については、一般職の減額に合わせて特別職の減額も行っております。以上です。

○岩澤委員長 結城委員。

○結城委員 分かりました。人事院勧告は特別職には及ばないということだと思うので、一般職の方の報酬が下がったときでも、常勤の特別職・非常勤の特別職の、これは給料であって報酬ですよ——なので、そちらは下がらないということですね。

○岩澤委員長 軽部課長。

○軽部人事課長 おっしゃるとおり、そちらについては、御存じのとおり特別職報酬等審議会——もし改定という場合には、報酬審議会のほうに諮る形になってまいります。議会のほうに改正の条例を出す場合には、報酬審議会に諮る形となりますので、このところ、そのような経緯を取った経過はございません。

○岩澤委員長 そのほかありませんか。——質疑なしと認めます。以上で、議案第56号の質疑を終わります。

続いて、議案第60号、令和5年度取手市一般会計補正予算（第9号）の所管事項のうち、総務部、政策推進部、財政部等所管を議題といたします。本件につきましては、11月24日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りします。ただいま議題となっている事件について、説明を省略することに、賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○岩澤委員長 賛成多数です。よって、本件につきましては、説明を省略することに決定しました。

これから、質疑通告順に質疑を行います。質疑通告は関戸委員、須田委員、根岸委員の

3名から通告がありました。それでは通告順に従い、質疑を行います。

最初に、関戸委員。

○関戸委員 補正予算の15ページになります。市有財産管理に要する経費のところ、ここでもまた、カシノナガキクイムシの被害に係る経費が出ております。対象になっているところの樹木の本数は分かりますか。

○岩澤委員長 木村課長。

○木村管財課長 管財課、木村でございます。今年度、管財課所有の——管財課所管の市有地における、このカシノナガキクイムシの被害ですけれども、2か所で15本ということでございます。1か所目が取手市医師会病院の南側の、のり面の敷地のところに、コナラの木で7本。それから、もう1か所が駒場一丁目、駒場団地自治会敷地西側の市有地の、のり面ですけれども、こちらもコナラの木ですけれども、こちらが8本になります。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 医師会病院の周りというのは、このグリスポのところとは全く敷地が違うということよろしいですか。

○岩澤委員長 木村課長。

○木村管財課長 医師会病院の周辺につきまして、今、お話があった部分も含めて、取手市と、それから守谷市、利根町というところで、一体で敷地を貸し付けているという状況です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 もう1回確認します。グリスポの東側なんかは対象にはなってませんか。

○岩澤委員長 木村課長。

○木村管財課長 被害の状況でという……。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 対象地域。

○岩澤委員長 田中部長。

○田中財政部長 グリーンスポーツセンターの周辺の樹木に関しましては、教育委員会が所管しておりますので、我々、今日、御質問いただいているのは、医師会病院の南側の、のり面の市有地ということで、グリーンスポーツセンターは該当になっていません。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 これで、コナラは何%ぐらいになりますか。

○岩澤委員長 木村課長。

○木村管財課長 ごめんなさい。もう一度お願いします。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 被害の状況なんですけど、例えば、コナラの何%ぐらいまで来てますか。

○岩澤委員長 木村課長。

○木村管財課長 申し訳ありませんけれども、この敷地の中に、ちょっと何本コナラの木があるという状況までは把握しておりません。ただ、昨年度、同様のこの医師会病院の南側の敷地が被害に遭った本数が2本でしたので、今年度は7本ということで、状況として

は広がっているのかなというふうに認識しております。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 何本というのは、恐らく全滅する可能性があるのでお聞きしました。それでは、被害の拡大を防ぐための対応はどうでしょう。

○岩澤委員長 木村課長。

○木村管財課長 被害の拡大防止というところですが、まずこの枯れてしまっ——カシノナガキクイムシによって枯れてしまったこの樹木を放置しておきますと、その中にいるカシノナガキクイムシの幼虫が羽化して、被害が拡大してしまいます。そのため、茨城県の林業技術センターのホームページにも掲載されております「ナラ枯れの概要と対応について」ということに基づいて、管財課では、木から成虫が飛び出す前の4月までの時期に、この木を伐採しまして、燻蒸処理を行っているというところです。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 前回の対応で、見落としてるのかなというふうに思いました、これだけ広がるということは。これで行くと、おそらく全部駄目になっちゃうのかなというふうに思っています。分かりました。続いて、次のやつでいいですか。

○岩澤委員長 どうぞ。

○関戸委員 戻りまして14ページになります。会計年度任用職員に要する経費で、今回、これ喜ばしいことだと思うんですが、育児休業を取得している職員が増えているという。この辺の見通しというのは、どういうふうに立てるんでしょうか。どのぐらいの代用——代替職員を配置するかというような見通しというのは。

○岩澤委員長 軽部課長。

○軽部人事課長 人事課、軽部です。関戸委員の御質疑にお答えをさせていただきます。年度当初の予算での見込みという御理解でよろしいでしょうか。

○関戸委員 はい。

○軽部人事課長 まず、この会計年度任用職員に要する経費、当初予算で5,784万9,000円を当初予算で計上しておりますが、こちらの予算につきましては、産休・育休等の代替職員のほか、そのほかにも、例えば障がい者雇用であったり、またその年度に、正規職員の補充、また突発的な事業繁忙等に対応するための予算となっております。全てが産休・育休の代替のための予算と——会計年度に要する予算ということではありません。そういった中で、令和5年度の当初予算におきましては、おおむね産休・育休代替の職員を8人程度という形で見込んでおりました。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 今回のこの予算で、何人ぐらい増やすということになりますか。

○岩澤委員長 軽部課長。

○軽部人事課長 お答えをさせていただきます。今回の補正額につきましては、773万8,000円という金額になっております。ただこの計上につきましては、今回増額補正を出させていただいてますが、こちらにつきましては9月までの、この会計年度任用職員の要する経費の執行額、これを踏まえて、この先3月——年度末までに、どれだけの執行額が

見込まれるかというところを想定して、今回補正を組ませていただいております。この773万8,000円のうち報酬に係る部分については、641万8,000円に当たります。これは、取手市の会計年度任用職員はおおむね、大体、平均的なものとして——標準的なものとして1日6.75時間、月21日勤務ということで、大体4人分の相当分の報酬の補正額ということになります。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 ありがとうございます。それでは、ページ16ページになります。自転車駐車場の維持管理に要する経費で、今回、関東鉄道から土地の無償提供を受けるに至った——土地の無償提供の協議が撤回になったということで、説明を聞いたんですが、そんなことがあるのかなというふうにちょっと思いまして、改めてこの協議——ここまでの協議の中で、そういうことってなかったのかどうか、まず聞きたいと思います。

○岩澤委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 安全安心対策課の岡本です。関東鉄道から無償提供を受けるに至った協議の内容から、では御説明させていただき——お答えさせていただきます。ゆめみ野の自転車置場については、先ほど関戸委員からあったように、歩道部に自転車があふれているという状況でした。そのため、新たな自転車駐車場の設置に向けて、令和5年5月に関東鉄道株式会社と協議の場を設けました。その際、関東鉄道側から、整備の工事費、こちらを取手市が負担していただければ、対象の土地を無償貸与しますよという提案を受けました。そのため、整備に向けて、9月の定例会補正予算で621万5,000円、こちらを計上させていただきますして、承認いただいた次第となります。まず、こちらが無償提供を受けるに至った協議の内容となります。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 この協議の中では、関東鉄道からは、無償ではなくて有償という話は一度もなかったんですか。

○岩澤委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 まずこの5月の協議内容の中では、有償というのはありませんでした。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 よく分かんないんですよ。会社——要するに株式会社ですから、そんなことがあるのかというふうに思っているんですが。この協議撤回に至った経過をもう一度、ちょっとご説明願いたいんですが。理由ですね、関東鉄道の理由。

○岩澤委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 お答えします。協議撤回の経過、こちら無償提供を受けるということになりまして、その後、協定書を結ぶために調整をずっと重ねてまいりました。しかし、10月——突然なんですけれども、土地を無償ではなく有償貸与するか買い取ってもらうようにと役員から提案がなされたということで、いろいろ協議しておりました鉄道部のほうから連絡がありました。直ちに協議の場を設けるために、10月19日に関東鉄道、こちら常務取締役の鉄道部長と鉄道部施設課長、こちらに来庁していただきまして、

ことの顛末の報告を受けました。「関東鉄道としては、民間企業であるため、資産活用の観点から無償貸与は芳しくないという結論に至った。有償貸与または買取りを検討するように役員の方から指示があった」というところで、これまでの流れと変わってしまったので、謝罪とともに説明を受けました。しかしながら、市としては既に議会で承認をいただいているというところもありまして、有償または買取りに関しては応じられないというところで、そのときは拒否させていただきました。その際、関東鉄道のほうから、自社の工事で令和6年度中までに有料の駐輪場を整備すると——運営するというところで——するため、これまでの市の協議については撤回したいという代替案が、そのときに出されました。取手市としましては、代替案についてはその説明を受けまして、新たな自転車駐車場の整備をつくるというところは関東鉄道が行うというところで確認しましたので、今回12月の議会のほうで、負担額の増額——減額補正させていただいた次第となります。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 ずっと無償で、そういう話になって、それでその会社としては無償は正しくないというか——というお話があったということなので、それで最初に聞いたんですよ。その経過の中になかったんですかってのは。最初からもう無償について、関鉄で何かそういう無償じゃなくてという話は、全くなかったのかと聞いたんです。全くなくて出たとすれば、これちょっと——何ていうか認められない話なものですから、それでちょっと聞いたんですが。今のお話ですと、全くなくて突然出てきたということですね、そうすると。それで……

○岩澤委員長 鈴木部長。

○鈴木総務部長 改めて——総務部、鈴木です。関戸委員の御質疑に改めて答弁させていただくんですが。最初の協議の中でも、私のほうも一緒に同席させていただきました。無償で提供していただく——土地のほうを無償で提供していただくということは、本当に市としても喜ばしいことでしたので、何度も何度も私のほうからも確認しました。そこに同席していただいている鉄道部の部長さんであったりとか、課長さんのほうにも、「本当に無償で貸していただいているんですね。その代わり工事の負担は市のほうでありますので。」ということで、「本当に無償でよろしいんですね。」ということで、何度も何度も確認しまして、「大丈夫です。それで行けます。」ということでおっしゃってくださったので、9月の補正で対応させていただいた次第なんですけど。本当に先ほど答弁させていただいたとおり、本当に突然——突然、白紙撤回していただきたいということで、本当に我々としてもびっくりしてしまった次第でございます。今回の減額補正に至ったという経緯でございます。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 信義上許されないというか、普通——何だろうね。一般的には、そんなこと本当に許されないなというふうに思ってるんですが。突発的な問題が関鉄で起きて、大きな損害が出て、そういうことからということなら分かるんですが、そうでもないですから。それで、関鉄は自分たちでやるよと言うようで、これは同じ場所かどうかもまだ分かんない

いですよね、どこだかも。

○岩澤委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 お答えします。現時点で場所については確定しておりませんので、今回、補正減額させていただく対象の土地かどうかとも変わる可能性があります。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 先ほど議案の中でお聞きしたんですが……

〔高橋議会事務局主事ベルを1回鳴らす〕

○関戸委員 (続) 結構ゆめみ野の前広いですから、しっかり整理して、放置自転車などを撤去したりしていけば——車で駅に来る人多くて、自転車であって、そんなに私は多いと思ってませんので、今のところで十分やれるのかなというふうに思います。関鉄が本当にやるのかどうかも、ちょっと分かりませんがね。以上です。結構です。

○岩澤委員長 次に、須田委員。

○須田委員 よろしくお願ひいたします。交通安全の施設整備に要する経費についてというところの、道路反射鏡設置工事、こちらについてお伺ひいたします。まず、こちら108万円の増額ということなんですけど、これ市内には現在、どれぐらいの数があつて、どれぐらい管理今している状態なのか、お聞きします。

○岩澤委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 はい、お答えします。市内——取手市内の設置の数、こちら約なんですけども、2,500基となります。以上です。

○岩澤委員長 須田委員。

○須田委員 2,500基を、例えば壊れたりしたときに、全部管理して修理等を行っているということですかね。

〔岡本安全安心対策課長補佐うなづく〕

○須田委員 はい。それで今回の108万円というのは、これは増設という感じですか。

○岡本安全安心対策課長補佐 すみません。もう一度よろしいでしょうか。

○須田委員 ちょっと聞きにくくてすみません。108万円というのは、これは増設ということによかったでしょうか。

○岩澤委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 お答えします。こちらが補正の金額にはなるんですけども、新設するときの予算としての形となります。以上です。

○岩澤委員長 須田委員。

○須田委員 分かりました。ちなみにこの新設って、これ何機——何機というか何か所、新設するのかお伺ひします。

○岩澤委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 こちら108万円の補正ということで、こちらこれまでの令和4年製——など、ちょっと一基だいたい8万円ですかね、7万円ぐらい——お答えします。予定で、下半期20基予定しております。そのうち足りない分の金額として、108万

円を補正させていただきます。以上です。

○岩澤委員長 斉藤次長。

○斉藤総務部次長 お答えさせていただきます。下半期 20 基予定の予算の計上でございます。今現在、14 基ほど設置予定箇所がもう既に決まっておりますので、今のところ 14 基、残りはあと 6 基が予算が余るといいますか。6 基のほうはまた今後、対応できるという状況でございます。以上です。

○岩澤委員長 須田委員。

○須田委員 分かりました。次に行きます。次は必要場所の選定というところなんですけれども、こちら新設するに当たって、いろんな要望等とか、学校で言えばその通学路、交通安全プログラムといろいろあると思うんですね。実際に市民の人たちから要望があったりとか、市政協力員とかからあると思うんですけども、基本的に選定というんですかね。いろいろ全部が全部、そういう要望があったところにつけられるわけではないと思うんですね。それに対して、その要望があったところだけをやっているのか、それとも役所のほうで、ここが必要だなというところを、ちゃんと見回りをしてやっているのか、ちょっとお聞きしたい。お答え願いますでしょうか。

○岩澤委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 お答えします。必要場所の選定につきましては、市民から要望いただいた場所となっております。ちょっと現実的に、市内全部を職員で回って確認するというのが困難であるため、そのような形で対応しております。以上です。

○岩澤委員長 須田委員。

○須田委員 職員で困難なためというふうにおっしゃられたんですけども、その前に誰がというのが、ちょっと聞こえなかったので、もう一回お願いします。

○岩澤委員長 もう一度いいですか。

○岡本安全安心対策課長補佐 お答えします。市民からの通報、要望等があった場所、こちら現場の確認をしまして、設置の可否を判断しております。以上です。

○岩澤委員長 須田委員。

○須田委員 分かりました。市民、市政協力員だったり、いろんな人から意見があったのを市のほうで一応確認して必要というものを新設していると。何でもかんでもというわけじゃないということですもんね。ちゃんとやってると。分かりました。以上です。

○岩澤委員長 最後に、根岸委員。

○根岸委員 私のほうは、先ほど関戸委員と質疑内容がかぶってますので、質疑等はございません。ただ最初、無償提供されて、無料の駐輪場を建設——設置予定だったのが、今後は有料になるという予定だということで、相手のあることなので仕方がないと思うんですけども、市民にとっては、ちょっとマイナスだったなと思います。以上です。

○岩澤委員長 よろしいですか。答弁のほうは。

[根岸委員うなづく]

○岩澤委員長 通告された質疑が終わりました。ここで確認します。ただいまの通告委員の質疑応答の経過から、質疑がある委員はおりますか。

根岸委員。

○**根岸委員** 須田委員の、道路反射鏡の設置に関してなんですけれども、市内2,500基あるというお話でした。その中で、もうそのミラーの表面が汚れちゃったり、コケむしちゃったりとかしていて、もう全然見えない状況のものがあるということをも市民の方から御相談いただいているんですけども、そういった場合は、どのように管理されてるんでしょうか。

○**岩澤委員長** 岡本補佐。

○**岡本安全安心対策課長補佐** お答えします。見えなくなってしまう——現場によっては見えなくなってしまう部分があるというのは認識しております。数が2,500基なので、現状、正直全てどういう状況なのかというところは把握できていないというところであります。そのため、先ほどの新設のほうもそうなんですけれども、そういう要望があった場所、見えない場所とか角度が曲がってしまった場所とかもあるので、そういうところは通報いただいた情報を基に現場確認をしまして、必要に応じて交換をするなり、修理——修繕するなり、場所を移設するとか、いろいろそういう対応はさせていただいております。以上です。

○**岩澤委員長** 齊藤次長。

○**齊藤総務部次長** お答えさせていただきます。カーブミラーがコケが生えちゃったり、経年劣化で白く濁っちゃったりというのが、これ多々あります。一昨年の暮れに、上高井地区の小堤議員のほうから、年末の大掃除といいますか、カーブミラーの一斉清掃というようなことで、実際、上高井の地区の方を一堂に集めまし——介していただきまして、そこで皆さん軽トラの上に乗って、カーブミラーを液体を持って掃除をしていただいたというように、そういった取組を積極的に小堤議員——積極的にやっていただいたというのがありまして、非常に——我々もなかなか全部を見渡すことができないものですから、そこは本当に地域の方がそういった取組をされたということが、本当に非常に私もありがたく思った次第なんで、今後も我々とやっぱり地域も連携しながら、そういった対応をさせていただければなというふうに思います。以上です。

○**岩澤委員長** そのほかありませんか。——なしと認めます。これで、議案第60号、令和5年度取手市一般会計補正予算第9号の所管事項のうち、総務部、政策推進部、財政部等所管の質疑を打ち切ります。

## 【ここまで音校正済 議案審査部分（総務等）】

続いて、総務部、政策推進部、財政部等所管の付託議案外の質疑を行います。付託議案外の質疑も同様に、質疑は一問一答とし、質疑のみで5分とされています。質疑は通告順に行います。質疑通告は、関戸委員、根岸議員の2人から通告がありました。

最初に、関戸委員。

○**関戸委員** 防災に関連してです。これまでもいろいろ、災害時の対応で提案をしたりしてきました。多くの小学校・中学校には校舎の脇に受水槽があって、それから校舎の屋上に高架水槽がある、もうこれが大変多いと思うんですよね。大地震で——震度6強とか7クラスだともう恐らく水道が復旧するのも1か月とか電力が一番早いのかと思う——し

れませんが、それでも相当の期間止まる——水がやっぱり止まるということだと思います。それで、そうした際に、やっぱり避難所になっている学校の体育館であったり、場合によっては教室になったりすると思うんですが、そういうところへの避難も考えられると思うんですが、まずは体育館ということになると思うんですが、やっぱり水洗トイレが使えないということになります。トイレについてはどこの災害でも一番大きい問題になって来ています。それで、今回、そういう意味では、受水槽の水を高架水槽に上げる方法の一つとして、随分ポンプが改善されてきたもんですから、手動のポンプを購入を検討したらどうかということで、そういう検討がされてるのかなということで、まずお聞きしたいと思います。

○岩澤委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 安全安心対策、真田です。関戸委員の御質疑に答弁させていただきます。災害時断水等で自宅のトイレが使用できない場合など、衛生的な——衛生的で清潔なトイレを提供するということは、避難生活において非常に重要であるという認識をしております。その中で、これまでも仮設トイレの設置である——の協定であるとか、段ボール——プラスチック段ボールでの組み立てる簡易トイレの備蓄を進めてきているところでございます。しかしながら、衛生面を考慮しますと、断水時においても水洗トイレが利用することができれば、非常に有用であるというふうな考えを持っております。その中で、委員より提案のありました手動ポンプについて調査をいたしました。インターネットでの情報ですけども、数社、確認が取れました。これまでの通常井戸に設置してあるようなポンプにつきましては、大気圧の関係で、いわゆる 10 メーター——高さが 10 メーターぐらいが限度ということになってはいるんですけども、各社様々な方式で、委員おっしゃるとおり、高層階にも届くポンプが発売をされておりました。ただし、メリットデメリットというところがございまして、横引き配管——いわゆる垂直にしか水がくみ上げられない方式であるとか、または一度 50 リットル程度のタンクに水をためてそれを圧をかけて持ち上げるという方法であったりとか、それぞれメリットデメリットがありまして、またくみ上げられる水の量というの、こちら動画が上がっていただけなんですけども、かなり少量というところで、高層階への——高架水槽への注水については、効率的ではないのかなというふうな見受けをいたしました。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 要するに高架水槽に水が入ってれば、そこに入ってる以上、電気が止まっても水道が止まっても、水洗トイレ全部使えるよということなんですよ。あとはもう一つの方法は、これは多くの学校で既に受水槽に水道のこう——蛇口がついています。非常時に、そこから水をくみ出すことが可能で、その水を水洗トイレで流す方法もあると。1階のトイレでしたら、上にバケツ上がらなくて済みますから、校舎のトイレでも使えるというふうになるのかなというふうには思うんですが、ただこの場合ですね、まだ受水槽にコックが付いてない学校がまだ結構あると思います。その辺のところっていうのは、受水槽を交換するときね、併せてやるということで進んできたと思うんですが、今の時点で、そうではなくてやっぱり追加補正で——補修でもですね、そういうことをやる必要が出てき

てんじゃないかなと思うんですが、この辺の検討というのはされていくのでしょうか。

○岩澤委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 お答えいたします。今、議員——委員おっしゃるとおり改修工事に伴って設置を進めているところです。現在20校小・中学校ある中、6校は設置済みでございますので、今後もその改修計画に合わせて、担当部署と協議をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 改修計画とは別に、ぜひ、つまり何年になるか分かんないんですよ。あと残りの学校が終わるの。地震のほうは早く来る可能性ありますので、そういう意味では、やっぱりそこについては何らかの手だてで、いろんな方法を、今メーカーもやっているとしますし、千葉県などでは、千葉の県営水道は、県営水道自身が、積極的に受水槽に水道コックをつけるように、そういう要請をしております。そういうようなこともありますので、やはりそこはぜひ、検討を進めて、本当に災害になったときに、水洗トイレ、水くんでも使えるよというふうにしていただければと思います。ちなみに千葉市では、全ての学校に地下水の井戸があります。これはポンプで手動でくみ上げる。そういうことも、一つの方法なんですけど、今、私が言ってるのは、井戸ももちろん大変大事だと思ってるんですが、受水槽にコックつけるというのを、急いで検討して進めていただければと思います。要望になります。終わります。

○岩澤委員長 最後に、根岸委員。

○根岸委員 東海村広域避難協定についてお伺いします。10月の中ぐらいに、東海第2原発の防潮堤基礎で不正——施工不良があったという報道がなされたと思うんですけども、こちらに関して原電のほうから何か報告等ありましたでしょうか。

○岩澤委員長 斉藤次長。

○斉藤総務部次長 お答えさせていただきます。東海村の東海第2原発で建設中の防潮堤に関しまして、工事不良が判明したことについては、各種報道により我々も承知をしております。この件につきまして、茨城県原子力安全課であったり、東海村からの情報提供のお話はございませんでした。以上です。

○岩澤委員長 根岸委員。

○根岸委員 前回9月議会のほうでですね、同じように日本原電のほうから放射性物質拡散予測の追加試算があったかどうか——ことは報告あったかどうかというところだったりという質疑をさせていただいたんですけども、やはりこう——協定を結んでいる以上はですね、そういったところの報告っていうのは、あってしかるべきなのかなと考えています。取手市議会は県内で1番最初にそういう東海第2原発の再稼働反対をしているわけなんですけれども、でも着々とかうやって再稼働に向けて工事がされているっていうところに関しては、やはりもうちょっと感度を上げていく必要があるのかなと考えています。次に、避難受入れ体制のほうなんですけども、こちら9月議会で受入れ人数の変化がどうなっているのかっていうところをお伺いしたんですけども、その後の変化があれば、御報告お願いします。

○岩澤委員長 齋藤次長。

○斉藤総務部次長 東海村の広域避難計画案に基づく避難受入れ体制についてはですね、茨城県がコロナ感染症対策としまして、まず避難所における、1人当たりの確保面積2平米から3平米に変更したことがございます。それまで3市で確保していた避難所がですね、約1万3,000人分の避難先が足りないという状況になったことも承知しております。経過なんですけども、その後東海村であったり、県の原子力安全課、あと取手市、守谷市、つくばみらい市、3市でですね、面会であったりヒアリングを重ねました。この1万3,000人分の不足をどうにかならないかというようなことで、国や県も調整に入ってますね、いわゆるその公共施設で賄い切れない部分についての——については、民間施設の協力を得なければ確保できないということの状況もございましたもんですから、市としまして、いろんな市内の民間事業の事業者を、県のほうに、あるいは東海村のほうに情報を提供させていただいたというような経過がございます。その結果、不足していた避難施設については、ある程度確保できたというような見込みがついたというような記事もございまして、年内の目標——目標を持って、東海村広域避難計画が策定するんだらうというふうに我々も認識しているというところでございます。

○岩澤委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。先日、今までの避難計画は全村避難というところだったと思うんですけども、それをもう再考するみたいな新聞記事もありましたので、引き続き注視していただきたいと思います。

次です。投票率アップに向けた取組について、お伺いします。新たに取り組んでいることがあるかどうか、お伺いします。

○岩澤委員長 松崎書記長補佐。

○松崎選挙管理委員会書記長補佐 選挙管理委員会書記長補佐の松崎です。よろしくお願ひいたします。ただいまの根岸委員の御質疑にお答えいたします。投票率向上に向けた新たな取組につきましては、令和5年第2回定例会の落合議員の一般質問、同総務文教常任委員会での須田委員への——からの議案外質疑等のお答えと重複してしまいますけれども、取手市選挙管理委員会としましては、投票率向上に向けて、新たな取組としまして、来年1月に執行する市議会議員一般選挙におきまして選挙支援カードやコミュニケーションボードとを導入する予定でございます。選挙支援カードは、投票に当たり、支援が必要な方が、事前にどのような支援をしていただきたいかをカードに記入してもらい、投票所に持参し、係員に渡すことで、スムーズな投票につなげるものでございます。コミュニケーションボードにつきましては、各投票所に配備をしまして、投票所で想定される支援内容を絵や文字で表示したものを用意しております——表示したものを用意しまして、このボードを指さしをしていただくということで、意思を——意思表示をしていただいたり、会話することによりまして選挙支援カードと同様に、投票しやすい環境を整えるものでございます。あわせまして、投票所内の表示物につきましては、今までの表記に加えまして、ふりがな等を付したりですね、併せて投票の順番をですね、番号で表記しまして、より分かりやすい、誰もが投票しやすい環境を整えるような準備を進めているところでございます。

また、市内 342 か所に設置をしますポスター掲示場、こちらの活用も考えております。掲示板の左側の啓発部分に 2 次元コードを盛り込みまして、市のホームページの選挙公報のページにアクセスしやすいような形を取りたいと考えております。そういった様々な工夫を行いまして、投票率の向上につなげていきたい、そのように考えているところでございます。

○岩澤委員長 根岸委員。

○根岸委員 では、今年度、高校生へのアプローチで、何かこうしていることがあればお願いします。

○岩澤委員長 松崎書記長補佐。

○松崎選挙管理委員会書記長補佐 お答えいたします。高校生に向けた取組につきましては、選挙と選挙の間の常時啓発におきまして、これまでも継続して実施してきました。今年度の高校生向けの選挙出前事業を継続して実施していきたいと考えております。今後の予定としましては、令和 6 年 1 月 16 日に藤代紫水高校で、2 月下旬に取手聖徳女子高等学校で実施できるように、現在調整をしているところでございます。また、生徒会選挙で使用する投票箱・記載台、そういったものに、実際に使用しているものをお貸ししまして、そういった本物に触れていただくということでの啓発も、引き続き行っていきたいと考えております。実際に生徒会の選挙等で実物を使っていただいて、なおかつ選挙に近いような形を——での取組をしているというような報告もいただいているところでございます。少々、若年層の選挙啓発に取組についてちょっと触れさせていただければと思いますけれども、継続してきた先ほどお話ししました選挙出前事業あわせまして平成 30 年には取手聖徳女子高等学校との共同で選挙啓発動画の作成などを進めてきました。また昨年につきましては、小学校でのデザート選手権に協力するなど、その幅を広げてきているところでございます。群馬県の主権者教育として行っている笑下村塾の代表のたかまつな **【OK】**さんを中心とした、お笑い芸人等を活用した非常に効果を上げているという事例も聞いておりますので、そういった事例の要素を少しでも何かしら取り入れをすることによって、その幅——出前授業の幅も広げていければ、そのように考えているところでございます。あと、選挙時の啓発としましては、市議会議員の一般選挙前に、市内高等学校を回らせていただいて、選挙啓発のポスター、こちら市内からポスターコンクールということで応募された作品を使用させていただいた啓発用のポスターを作成、今進めております、そういったものを配布したり、選挙の広報の——選挙特集号——臨時号で発行する特集号を配布したり、選挙期間中には休み時間に校内放送で選挙啓発の少しでも依頼を——放送等を通じて選挙啓発の依頼をしていただいたり、取手聖徳女子高等学校との——先ほどお話ししました共同で作成した選挙動画——選挙の啓発動画などをホームルームなどで活用していただくなど、様々な生徒の皆さんに選挙を身近に感じてもらう、そういった機会を創出してもらいまして、主権者意識、投票の啓発に少しでもつなげていきたい、そのように考えております。

○岩澤委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。次です。12 月 4 日の毎日新聞に、下妻市で L I N E にて不

在者投票用紙を請求できるようになったとの記事がございました。それについての、市の見解をお伺いします。

○岩澤委員長 松崎書記長補佐。

○松崎選挙管理委員会書記長補佐 お答えいたします。下妻市の事例は、新聞報道等で私どもも把握しております。実際に下妻市のほうにも確認をしております。今回、下妻市で導入されたものにつきましては、LINEで不在者投票用紙を請求できる仕組みとなっております。下妻市のLINEアカウントにお友達を登録をしていただいで、その後、所定の手続を進めた上で、マイナンバーカードの読み取り機能を用いた公的個人認証を経て、LINE上で投票用紙の請求が行われる——行えるというものでございました。不在者投票用紙のオンラインによる請求につきましては、取手市におきましても、以前よりマイナポータル等の電子申請サービスを用いまして、請求は可能になっております。下妻市はこのマイナポータルでの電子申請に代わって、LINEを用いてオンラインの申請を導入した、そのように認識しているところでございます。

○岩澤委員長 根岸委員。

○根岸委員 先ほど高校生に対しての啓発というところで御説明いただいたんですけれども、18歳は投票率上がるんだけど、そのあと19・20歳って、その大学等で家を出てしまった方の選挙——投票率が下がっちゃうという事例がありますよね。そういった場合に、やっぱりこの不在者投票用紙を気軽にといいますかマイナポータルで実際、取手市やってらっしゃるといことなんですけども、LINEラインだとやはり若者のハードルも相当下がるんじゃないのかなと思うので、そういう観点からもちょっと考慮していただけたらなと思います。最後に、投票所までも行けないという市民の声についての対策というのは、何か考えているのでしょうか。

○岩澤委員長 松崎書記長補佐。

○松崎選挙管理委員会書記長補佐 お答えいたします。選挙の期間中ですね、病院等の施設——病院施設等に入院、入所したりですね、身体的な理由において、お1人で投票が——することが難しいという方から、投票する方法、手段等について、お問合せをいただくことが多々あります。そういった方につきましては、入所——入院入所等をしている病院等がですね、都道府県の指定を受けている場合であれば、施設等での不在者投票ができることであつたりとかですね、新——障害者手帳をお持ちの方で、一定の要件を満たす方などですね、郵便での不在者投票ができる制度等の御案内をその都度しているところでございます。あわせてこの制度につきましては、広報とりで——先ほどもお話ししました広報とりでの選挙特集号であつたり、入場整理券、市のホームページ等ですね、様々なところで御案内、周知をしているところでございます。

○岩澤委員長 根岸委員。

○根岸委員 今の御答弁だと、入所とか入院されている方についてというお話だったんですけども、そもそも自宅から投票所へも行けないっていう形の方がどんどん増えてるっていうところなんですよね。つくば市では今度2024年の市長選・市議選のほうで、移動型の投票所を導入するっていうニュースもあります。やはりそういったことも今後、取手市

も考えていくべきではないかなと思つての質疑でございました。以上です。

○岩澤委員長 以上で通告された質疑が終わりました。これで総務部、政策推進部、財政部等所管の付託議案外の質疑を終わります。執行部の入替えを行います。執行部の皆さんありがとうございました。

休憩します。

午前 時 分休憩

午前 時 分開議

## 【ここから音校正済 議案審査部分（教育等）】

○岩澤委員長 再開します。

続いて、議案第 57 号、取手市火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本件につきましては、11 月 24 日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りいたします。議案第 57 号について、説明を省略することに、賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○岩澤委員長 賛成多数です。よって、議案第 57 号につきましては、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

関戸委員。

○関戸委員 今回の条例の一部を改正する条例なんです。大きく見ると 2 つだと思うんですよね。1 つは、リチウムイオン蓄電池、これが大きく——容量も大きい。いろんな問題が出てきて、蓄電池設備からの離隔距離距離というんですか——距離を設けるなどの見直しがあったと。この蓄電池のこの距離というのは、今回、どういうふうに変更になったのでしょうか。

○岩澤委員長 満課長。

○満消防本部予防課長 予防課の満です。ただいまの関戸委員の質疑に答弁します。蓄電池設備の今回の条例改正につきましては、現行の蓄電池設備は、主に自動車用のバッテリーを想定していたもので、近年増えているリチウムイオン蓄電池などの新たな蓄電池設備の多様化に対応するため改正するものです。離隔距離につきましては、屋外に設ける蓄電池については、建築物から 3 メートル以上の離隔距離を保たなければならないところですが、総務省消防庁告示によるもの、また取手市消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するものについては、その 3 メートルの離隔距離は不要となるものになります。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 3 メートルが不要になるって、くっついてもいいよということですか。

○岩澤委員長 満課長。

○満消防本部予防課長 条例改正では 3 メートルの離隔——建築物からの 3 メートル以上

の離隔距離がなくなりますが、今度は電気事業のほうで、点検を有する面は0.6メートル以上、また関係を有する面は0.2メートル以上の保安距離が必要となってきます。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 いま一つは、今回は、炭火焼機、これが分けられたということだと思えますよね。それで炭火焼機とか、あとは、まきストーブ——炭火焼機というのは、焼き鳥焼いたりする、備長炭とか使って、やるもんだと思うんですが、このまきストーブなんですが、これは最近まきストーブ増えてると思うんですが、このまきストーブについては、今回どういうふうに距離が見直されたんでしょうか。

○岩澤委員長 満課長。

○満消防本部予防課長 ただいまの質疑にお答え申し上げます。現在まで固体燃料を使用した、まきストーブの離隔距離につきましては、火災予防条例に定めるストーブの離隔距離として、側方、横ですね。——と後方、後ろの離隔距離は100センチメートル。上方——上と前方——前の離隔距離につきましては、150センチメートルとしていましたが、離隔距離が長くて設置を断念するケースがありました。今回、総務省消防庁告示による試験方法によって定められた離隔距離となることになり、まきストーブの大きさによって離隔距離は異なることとなりますが、現在の離隔距離からは短くなるため、設置がしやすくなると考えております。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 どのくらい短くなりますか。

○岩澤委員長 満課長。

○満消防本部予防課長 一概に言えないんですけども、まきストーブの大きさ——大小あると思うんですが、一概に何センチというのは、ちょっと言えないんですが、あくまで総務省消防庁の告示で定めた試験方法によって得られた離隔距離となります。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 どのくらい短くなりますか。

まきストーブの場合は、ストーブ本体だけじゃなくて、煙突があると思うんですよね。煙突は当然、壁から出ていくか、どこから出ていくか、当然石綿使ったり、やると思うんですが、この辺についても変わったんでしょうか。

○岩澤委員長 満課長。

○満消防本部予防課長 ただいまの質疑にお答え申し上げます。煙突に関しましては、今回の条例改正では改正になっておりません。まきスト——煙突部分の壁を貫通する部分につきましては、めがね石——不燃材のモルタルを設けることと、今度外にいきまして、建築物との離隔距離は0.6メートル以上と、今までどおりの基準となります。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 結構です。

○岩澤委員長 そのほかありますか。——質疑なしと認めます。以上で、議案第57号の質疑を打ち切ります。

続いて、議案第 60 号、令和 5 年度取手市一般会計補正予算（第 9 号）の所管事項のうち、教育委員会、文化芸術課、消防本部所管を議題といたします。本件につきましては、11 月 24 日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りいたします。ただいま議題となっている事件について、説明を省略することに、賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○岩澤委員長 賛成多数です。よって、本件につきましては、説明を省略することに決定しました。

これから、質疑通告順に質疑を行います。質疑通告は、関戸委員、須田委員の 2 名から通告がありました。それでは、通告順に従い質疑を行います。

最初に、関戸委員。

○関戸委員 ページ 37 ページになります、教育振興に要する経費です。教科書です。4 年ごとに全面改訂になるんだというふうに、そういうことから補正で出されていますが、これ補正じゃなくて本予算——年度当初の予算ではなくて補正になる理由って何なんでしょう。つまり、4 年ごとに全面改訂になるということですから、しかも金額が大きいですから、補正ではなくて年度当初の予算になるんじゃないかと思うんですが。そこをちょっと教えてください。

○岩澤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 指導課、丸山です。関戸議員の御質疑に答弁いたします。この教科書のまず値段なんです、値段が決まるのが大体 11 月とか、そういった時期【「値段が決まるのが大体 11 月とか、そういった時期なんですね」を「まだ決定しておらず、2 月に決定ということです。デジタル教科書と指導書の値段、そのセットとかというのは決まっているというのが今現状です」に発言訂正】。さらに、もっと前のことと言いますと、教科書の選定という、そういった作業があるんですが、それ自体——どこの会社の教科書を選定するのかということも決まるのが 8 月いっぱい、9 月からということになりますので、なかなか値段の算出というのができないところで、そういった形で、決定次第、補正予算ということで上げさせてもらったものです。以上になります。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 そうすると、11 月に決まって 4 月から使うので、3 月の予算では間に合わないということになるのかな。これ教科書の——それぞれの教科書の価格をちょっと今回出したんですけど、これも 11 月に決まると。どうも小学校、中学校それぞればらばらなんです、そういうのは、どこで見ることができるんですか。今回、取手で使う教科書の値段というのは、それぞれについては。

○岩澤委員長 答弁よろしいですか。

丸山課長。

○丸山指導課長 指導課、丸山がお答えいたします。教科書は、まず教科によって、それから教科書会社によって、全く値段が変わってくるものです。ですので、本当になかなか我々もこういったことをやりながら、いつ決まるんだろうというようなことを思っている

んですけれども、そういった教科書会社のホームページ等で確認をすることができます。本市の教科書、どこの会社——例えば国語は、どこの会社使いますよというのは、県のホームページのほうで公表しておりますので、第9採択地区というところで取手市は入りますので、それで確認することはできます。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 前回の改定と今回の改定で、当然物の値段が上がってますから——上がってると思うんですが、何%ぐらい上がることになってるんですか、全体的に見ると。もちろん新しい教科、例えばデジタルに関連する教科は4年前になかったのかなというふうに思うんですが、そういうところも含めると、倍ぐらいになってるんでしょうか。

○岩澤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 指導課の丸山です。今回、デジタル教科書と、教師が使う指導書というものが、教科書会社のほうでセット販売を多くやっております、前は別売りだったんですけども、今回そういったセット販売を教科書会社のほうでできてきております、実は前はデジタル教科書はもっと少ない教科だったんですけども、今回そういった都合もあり教科が増えまして、こういった前回よりも大きな額になっております。2倍までには行ってないんですが、ちょっとまだ今すみません。正確な数値が——正しいのはちょっとこの場では出せないんですが、大分増えているというのが現状でございます。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 私もホームページとかいろいろ見て、なぜ教科書を——教師が使う教科書を地方自治体を買わなきゃなんないのか。つまり、教科書は教育に必要なもので、義務教育で無償になってるんですよ。当然それに附随して、教科書は教師もなければ教育できませんから、その教科書がなぜ行政が負担になるのかというのが、どこ見てもよく分からなかったもんですからね。これは今日の質疑事項とは異なりますけど、これは本当に大きい問題だなと。これからますます高度になっていくと、どんなことになってくるのかなというふうに、ちょっと思っております。この質問はこれで終わります。

次に、小学校管理に要する経費で、支援を必要とする児童数が増えている。議案書で言えば38ページですが、なかなか大変だというふうに思うんですが。これで支援員の方も増えると思うんですが、何人ぐらい増えていくんでしょうか。ここでは、想定はどのように決めるか——これなかなか想定は難しいのかなと思ってるんですが。ただ実際には、そういうことから、支援員を増やさないといけないと思うんですが、今回の措置では、どのぐらい、何人ぐらい増えることになるんでしょうか。

○岩澤委員長 直井課長。

○直井学務課長 学務課、直井です。関戸委員の御質疑にお答えいたします。補助員のほうを何人増やしているかという御質疑だと思いますが、当初予算で90名の予算を確保していたところ、現在で100名補助員のほうを配置しておりますので、今回100名分に足りるということで、補正予算のほうをお願いしております。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 いろんな要因があつて、やっぱり支援を必要とする児童が増えていくという

点では、なかなか御苦勞なところだというふうに思います。いずれにしても、しっかり体制を取っていくことが必要だというふうに思っています。以上です。終わります。

○岩澤委員長 次に、須田委員。

○須田委員 私のほうは、給食運営に要する経費について、お伺いさせていただきます。こちら物価高騰に伴う給食費負担軽減事業に要する経費ということなんですけれども。こちら119万6,000円の補正が上がってきているというところで、こちらが全部の材料費ということなんですけれども、材料費だけでこの金額になってるんですかね。

○岩澤委員長 大野課長。

○大野保健給食課長 保健給食課、大野です。須田委員の御質疑にお答えしたいと思いません。こちら119万6,000円、こちらの契約は、自校式の中学校の賄い材料費に充てる分として計上させていただいております。予算書のほうは、そのほかに自校式の小学校とセンター方式、それぞれの賄い材料費に充てる分とし——物価高騰分を賄い材料費に充てる分として計上させていただいております。あくまでも食材購入費に充てるものになります。以上です。

○岩澤委員長 須田委員。

○須田委員 43ページのほうには、これ給食センターのほう、同じようなものが上がっていると思うんですけどね。結局これは事業者——給食費が上がらないようにするため、そしてクオリティーというのを下げないために必要な経費と、材料の補てん——材料費の補てんと、その事業者に対してもその分を補填てんして、運営困難になるというような、きつくならないようにという——最終的には給食費も上げずに、今までのクオリティープラスアルファぐらいのものを、しっかりとこれで賄えるという考えでよろしいですか。

○岩澤委員長 大野課長。

○大野保健給食課長 お答えいたします。あくまで試算上でございますけれども、今回、約460万円の追加の補正ということで計上させていただいております。この分で、今年度中に限りましては、賄い材料費の高騰分——食材費の高騰分に関しては考えるものと思っております。以上です。

○岩澤委員長 須田委員。

○須田委員 分かりました。これだけ補正でも上げてもらえば、メロン辺りもついてきたりもするのかなと期待をしているところでございます。給食費を上げないように、しっかりと今後も見えていただけるようお願いして、私の質疑を終わります。

○岩澤委員長 以上で、通告された質疑が終わりました。ここで確認いたします。ただいまの通告委員の質疑応答の経過から、疑義がある委員はおりますか。——なしと認めます。以上で……。

丸山課長。

○丸山指導課長 指導課丸山でございます。先ほどの関戸委員の御質疑に対して、1点訂正と、あともう1点、先ほどの数値の部分、お答えさせていただきます。まず、教科書自体の値段については、まだ決定しておらず、2月に決定ということですので。デジタル教科書と指導書の値段、そのセットとかというのは決まっているというのが、今現状でございます。

す。それが訂正です。

続きまして、前回と今回のこの予算なんですけれども、前は、補正予算ではデジタル教科書を上げておりません。まだちょっとそこに追いついてなかったということで、当初に上げさせてもらっていました。そういったものを含めて、同じ形で購入した場合に、約1.4倍になっているというのが現状でございます。以上です。ありがとうございました。

○岩澤委員長 訂正を許可いたします。

疑義がある委員が——なしと認めます。以上で、議題の通告された質疑が終わりました。これで議案第60号、令和5年度取手市一般会計補正予算（第9号）の所管事項のうち、教育委員会、文化芸術課、消防本部所管の質疑を打ち切ります。

## 【ここまで音校正済 議案審査部分（教育等）】

続いて、教育委員会、文化芸術課、消防本部所管の付託議案外の質疑を行います。付託議案外の質疑も同様に、質疑は一問一答とし、質疑のみで5分とされています。質疑は通告順に行います。質疑通告は関戸委員、須田委員、久保田委員、落合委員、根岸委員の5名から通告がありました。

最初に、関戸委員。

○関戸委員 災害時に関連してです。避難所として、今、学校体育館、位置づけをされております。それで、平常時——ウィークデー、これは学校管理者の校長の管理なのかなというふうに思いますが、この校舎の鍵なんです。これはどのように管理されているかということで、要するに平時と休日、祝日、こういうところに——ここについてはどういうふうになっているか、お聞きしたいと思えます。

○岩澤委員長 教育総務課、森川です。お答えをさせていただきます。避難所となります小中学校の体育館の鍵でございますが、おのおの施設近隣に居住します教育委員会職員が日常的に保管をしておる状況です。避難所開設の指示を受けたときには担当施設を開錠しまして、避難所の受入れがスムーズにできるよう準備管理をしているところです。なお、会場の開けるための確実性を確保するために、1施設について2名の職員が鍵を保管して管理をしている状況です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 ちょっと突っ込んだ、今、回答をいただきました。つまり今、回答あったのは、学校が終わってから——終業してから、また夜間・休日ということですね。

○岩澤委員長 森川次長。

○森川教育次長 おっしゃるとおりです。今、議員のほうから御指摘ございました、夜間、祝日・休日、それから年末年始なども想定をしまして保管をしているという状況になっております。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 災害はいつ起きるか分かりません。ですから、2の方が持っているということなので、例えば年末年始、どっちは必ずいると。つまり2人ともいなくなったら、いざ災害のときに2人ともいないんですから鍵が。だから、そういうことについては、ど

のような手順というか申合せというか、そういうものってのは、どういうふうになってますか。

○岩澤委員長 森川次長。

○森川教育次長 お答えをさせていただきます。台風など接近などがあらかじめ予測される場合などにつきましては、当然、避難所の開設が予想されるということもございますので、担当職員に対しまして、鍵の所在等を再度確認して出動に備えるように事前に周知はしているところです。ただ議員ご指摘の——委員ご指摘のとおり、災害発生時に——突然やってくるような災害もございます。担当職員が自らも被災してしまうような状況もあると思います。そういった2人の職員が対応出来ない場合には、災害本部のほうで保管をします避難所のキーを使いまして、別な対応可能な職員が開錠することになるかと考えております。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 震度6強・7、直下型地震、恐らく市役所に集まることも大変でしょう。車はまず使えません。恐らく道路も走れません。そういうことから、学校近くの職員の方に預けてると思います。ですから、その職員の方が2人いて、どちらかは必ずそういうときに対応できるようになっていることが必要だと思ってます。そういう意味での申合せなり手順なり、そういう標準書というんですか、何かそういうものというのは、きちっとつくられてるんでしょうか。そこは1番心配なんで、確認したいんです。

○岩澤委員長 森川次長。先ほど来、繰り返しになってしましますが、もちろん、台風などそういった災害が接近するということが想定される場合には、準備をして必ずそういったことに対応ができるようにということで周知準備をさせていただいたところですが、例えば震災のような突然やってくるものについては、先ほどお答えしたとおり本部との調整によって対応できる職員が開錠するという形になるかと思えます。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 タイムラインでね対応できるもの、台風のようにもう事前に分かるもの、あんまり心配していません。対応できるから。そうではなくて、さっきから言っている、大きな地震のときです。このときに対応できるのかっていうのが問題なんです。だから、職員では対応出来ないから、市の本部から来るって、本部から来れないから、来れるような状況が、何て言うんだね、来られるんなら僕は心配しないんです。そうでないからなんです。そういう意味では、防災会によっては、会長や副会長や役員で、3.11のときに皆が帰ってこれないで、自主防災会の機能が果たせなかったということから、その反省の上に立って、必ず誰かの役員が、その場に誰かがいるという状況をする、だから会長出かける場合は、副会長、必ず地域にいてよねっていう確認をしているところもあります。ですから、そういう意味では、かぎを預かってる以上、そういう体制が私は必要だというふうにするんです。そういうことから、マニュアルなり、そういうものをつくる必要があるというふうに思います。

〔高橋議会事務局主事ベルを1回鳴らす〕

○関戸委員 (続) これはもちろん教育委員会だけの責任ではなくて、まさに取手市の災

害対策本部のマニュアルの中で、そういうところをどう位置づけてるかということのほう  
が、むしろ責任があるところだろうと。その上に立って、学校を管理している教育委員会  
への指示なんだろうなというふうに思ってます。ただいずれにしても、今お聞きしている  
状況では、そこが極めて不十分だということは分かりました。以上で終わります。ありが  
うございました。

○岩澤委員長 次に、須田委員。

○須田委員 個人の給食費負担額について、お伺いいたします。先ほど議案質疑の中で、  
給食費が上がらないようにというところで、食材費のほうを補填したりしているというの  
は分かっているんですけども。市長が今後、給食費等を下げていきたいというような話  
を選挙中にも伺っておりましたし、今後の見通しについて、お伺いできればと思います。

○岩澤委員長 大野課長。

○大野保健給食課長 保健給食課、大野でございます。須田委員の御質疑にお答えいたし  
ます。学校給食費の負担軽減につきましては、一般質問も含めまして、多くの議員の皆様  
方から御質問・御質疑いただいているところでございます。そんな中で、令和5年第3回  
定例会におきまして、物価高騰に左右されない給食の提供を求める決議、こちらが市議会  
で議決されたことを重く受け止めております。市といたしましても、この決議の中で求め  
られていた、現在の栄養のバランスや質・量を保ったままの給食を子どもたちに提供する  
とともに、物価高騰に起因する食材費の高騰分——高騰に伴いまして給食費への価格転嫁  
をしないこと、これにより保護者への負担軽減、こちらを図っていきたく思います。こ  
れまでも交付金なども活用しながら図ってきたところでございます。今後につきましても、  
国の財源措置も視野に入れつつ、物価高騰に左右されない給食の提供を求める決議の中  
で求められております保護者の負担軽減策を模索していきながら、何らかの対応をしてい  
きたいと考えております。また、先進地の動向にも注視しながら、当市でも取り入れでき  
るよい事例なども参考にして、積極的に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○岩澤委員長 須田委員。

○須田委員 ありがとうございます。国県交付金等出てきたときに、すぐに市のほうも対  
応できるように、前もって準備のほうをやっぱりしておけば、すぐに対応して給食費も下  
げたりできると思うんで、その用意のほう等しっかりしていただけるようお願いします。  
この質問には以上で、次に移ります。

続きまして、コミュニティー・スクールについて、お伺いします。これまで私は学校の  
PTA活動等を通して、学校の課題や保護者の立場など、学校だけではなかなか苦しい運  
営状況を、皆さんからお聞きしているところでございます。その中で、この学校の環境に  
関わる？一方？策として、コミュニティー・スクールの実施方法等について、教育委員会  
で進めていただいているかと思えます。9月の総務文教委員会でも教育委員会から説明を  
受けているところでございますが、この説明では今年度新たに6校の小中学校にコミュニ  
ティー・スクールを設置したと聞いております。その後の進捗状況はどのようになってお  
るのか、お聞きします。

○岩澤委員長 塚本課長。

○塚本生涯学習課長 生涯学習課、塚本です。須田委員の御質疑に御答弁いたします。須田委員には日頃よりPTA会長として、学校教育の支援に深くおかけいただき、厚く御礼申し上げます。さて、御質疑のコミュニティー・スクールの現況についてですが、昨年度より実施している山王小学校に加えて、今年度は白山小学校、寺原小学校、取手西小学校、藤代小学校、久賀小学校、取手二中の6校で学校運営協議会を設置して、コミュニティー・スクールを実施してございます。学校の現場では、学校運営の担い手不足や地域のコミュニティーの希薄化などの課題に直面しており、この協議会を通じて委員の皆さんが学校に抱える課題を学校と共有し、それぞれがアイデアを出し合い、課題解決に向けて取り組んでいるところでございます。そのための研修としては、学校運営協議会を実施する上で、その仕組みや進めるためのノウハウを学ぶ全体研修会を、設置校を対象として4回ほど実施してございます。4回の中では、学校運営協議会の概要、問題解決のための熟議の仕方、学校の評価、基本方針などについて理解を深めていただいているところでございます。？導入？学校の協議会では、これまでおおむね3回程度、協議会を開催し、子どもたちがつけたい力はどうしたらつけられるのか、また学校の基本方針作成に向けて、地域や保護者がどう関われるのか、地域でできることなどを検討していただき、子どもたちのために熟議を実施してございます。協議会委員の協議の中では、例えば登下校の見守りをどのように行うのか、保護者から見守りを地域で行いたいとの提案がある学校や、地域にある様々な施設の活用を議論する学校など、学校が抱える課題の解決策への協議を進めているところでございます。

○岩澤委員長 須田委員。

○須田委員 分かりました。登下校の見守り、どのように行うのかとか、保護者から見守りを地域で行いたいというような提案など、意欲的に取り組まれているというのは分かりました。地域の方が子どもたちのために積極的に関わっていくというのはとても本当によい取組だと思ひまして、来年度、市内全校でこれを広げていったらいいのではと思っております。昨年度・今年度でその取組が具体的に変わった事例がありましたら、教えてください。

○岩澤委員長 塚本課長。

○塚本生涯学習課長 御答弁させていただきます。コミュニティー・スクールで話し合った中から生まれた事業としては、例えば山王小では熟議で話し合ってきた山王地区大運動会が、地域と学校共催で盛大に開催されました。また小学校の授業でも、地域の方が講師として、絵手紙や紙飛行機、習字などの講義を実施しております。また、恒例となっております体験事業の芋掘りの際には、地域の方が畑を貸しまして、あわせて農業指導等を行っていただいているところでございます。また、取手西小では、コミュニティー・スクールに関わる方が自由に入れれるコミュニティー・ルームを設置しまして、地域交流を図ってございます。これは一例ですけれども、このような導入したほかの学校でも、出来るところからみんなで話し合っているところでございます。その際感じるのが、このコミュニティー・スクールの取組は、地域の方と話す場ができ、一堂に会してその中で情報交換をして協議できる取組であること、またその話し合いの熟議において、5人でアイデアを

出し合うことで皆に気づきがあって、新たな取組につながる仕組みであることです。市としてはこの取組を継続して支援できるように、支援活動を行っていかれたらと考えてございます。以上でございます。

○岩澤委員長 須田委員。

○須田委員 とてもいい流れだと——取組だと思っております。最後に、コミュニティー・スクールの今後のスケジュールについて、お伺いします。

○岩澤委員長 塚本課長。

○塚本生涯学習課長 須田議員の御質疑に御答弁いたします。今後のコミュニティー・スクールのスケジュールにつきましては、各学校とも年間4回から5回の協議会を開催する予定としており、学校評価及び基本方針の内容を確認し、年度末までには来年度の基本方針を承認していただくこととなっております。また、対象校を市内全校にとのお話いただき、ありがたく思います。来年度に向けて、未設置校の導入も含めた研修会を校長会で実施しまして、市内全校に広げられるように、準備を進めているところでございます。また、導入？校？の委員を対象とした研修会は、来年度も継続して実施できるよう準備を進めてございます。それ以外のコミュニティー・スクールの取組は、様々な客体の皆様に、それぞれの持ち味を生かした形で関わっていただくために、そういった研修を順次、企画・実施していく形になります。今年度は、学校教員向けの研修会では、校長向け・教頭向け・学校の教職員向けの研修、また職員？さん？への研修、また民生委員や児童委員の皆様や、青少年の相談員の皆さんに向けたコミュニティー・スクールの関わり方の研修など、各人が学校にどのように協力できるのか、制度の周知・広報も含めて実施してまいります。あと、これらの研修の講師は、コミュニティー・スクールの伝道師である文部科学省のコミュニティー・スクールマイスターの？安西寛之？先生に引き続きお願いしてございます。先生からは、民生委員などの客体別の研修を行う取手市のきめ細かい取組はとても行き届いていて、全国的に見てもよい取組であるので、文科省等でもこの取組について、事例をお話いただいているという言葉をしていただいています。今後とも教育委員会としても、学校がコミュニティー・スクールを導入するための支援を全力で行い、地域の方が協力して子どもたちを育てていくための環境や活動の育成を図ってまいりたいと考えてございます。以上になります。

○岩澤委員長 須田委員。

○須田委員 ありがとうございます。コミュニティー・スクールについては、既に今後の取組、計画的に段階的に行って、きめ細かさというところですか、コミュニティー・スクールマイスターの方からお褒めのお言葉をいただいているというところで、安心はさせていただきました。引き続き、しっかりこれ取り組んでいただければとてもいい取組だと思っておりますので、よいと思っております。以上で質疑を終わりにします。

○岩澤委員長 次に、久保田委員。

○久保田委員 私からまず、女性の活躍推進についてというところで、令和5年第3回定例会で小堤委員が、女性消防吏員について詳細に一般質問をしていらっしゃいました。私からは、出産・育児と仕事の両立についてをお伺いいたします。今いる女性吏員の方の中

で、現在、出産・育児休業中の方がいるか、もしくは経験された方がいるかを伺います。

○岩澤委員長 仲村次長。

○仲村消防次長 消防本部次長の仲村でございます。久保田委員の御質疑に答弁させていただきます。現在、出産・育児を経験している職員がいるかという御質問ですが、現在は1名ほど消防本部に勤務しております。以上でございます。

○岩澤委員長 久保田委員。

○久保田委員 1名いらっしゃるということですね、休んでいらっしゃる方。

○岩澤委員長 仲村次長。

○仲村消防次長 現在、産前産後休暇などを取得し終わりました、現在お子さんを——子育てしながら勤務しているような状況になります。

○岩澤委員長 久保田委員。

○久保田委員 その方は、例えば出産休業中などで、その方がやっていた仕事というのは、どんな形で？（音声不良）補？っていたのでしょうか。

○岩澤委員長 仲村次長。

○仲村消防次長 仕事の内容ということで、当然、休暇を取得中は当然仕事出来ませんので、その後、育児休業また子育て休暇などを取得しながら、現在、消防本部の事務職として、今現在勤務している状況になります。それと現在、キャリアアップ形成なんかも図りながら、例えば救急業務につけるような準備とか、周りでそういった支援をしながら勤務しているような状況になります。

○岩澤委員長 その方が休職されてるときに、その仕事を誰がやっていたかということですね。

仲村次長。

○仲村消防次長 失礼いたしました。休暇中——休暇中は当然、警防課——本部のほうに勤務してるわけなんですけど、その課のほかの職員でカバーしながら、勤務をしていて——勤務というか、カバーしたような状況になります。以上です。

○岩澤委員長 久保田委員。

○久保田委員 そしてまた育児休業——休業が終わった後に、またその仕事に就くときには、やっぱりスムーズに行くような形の何かそういう配慮というのはあるのでしょうか。

○岩澤委員長 仲村次長。

○仲村消防次長 休業中に何度か面会なんかをさせていただいて、本人の要望・希望なんかを聴きながら、スムーズに業務移行できるように、そういったところを考慮しながら、やってきたような状況になります。

○岩澤委員長 久保田委員。

○久保田委員 分かりました、ありがとうございます。これからもう取手市はもちろんですけど、全国的に女性消防吏員の方というのは増えていくと思うんですけども、そうやって働きやすい環境が出来て、またこれからもどうぞよろしく願いいたします。

続きまして、AEDというところで、市民の方から、AED設置場所が地域のどこにあるかが分かるマップのようなものがあるといいですというお話がありまして、私も取手市

のほうを調べたんですけれども、AED設置施設一覧というものが出てきました。そこは設置施設名と所在地のほうが一覧表で載っておりました。そのマップについては、いかがですか。

○岩澤委員長 仲村課長。

○仲村消防次長 久保田委員の質疑についてお答えします。市のAEDマップの作成についてですが、取手市のAEDマップはございませんが、ホームページ上にいばらきデジタルマップが掲載されております。しかし、検索しづらい場所がございますので、こちらについてはAED設置場所のページも作成して掲載していきたいと思っております。また現在、全国版のAEDマップのアプリは既に複数ございまして、各社アプリでは当市でリースしている公共施設や？公共AED？はもちろんですが、メーカーの？音声不良？独自で設置しているAEDも掲載されております。こちらのAEDマップを自分の携帯電話などへインストールしていただきますと、いざAEDが必要となった際に、近くのAEDの設置場所も分かるようになります。私は？音声不良？を提供していますアプリをインストールして、タップをすれば現在地が？瞬時？で表示されまして、地図上のAEDマップをタップしますと、AEDの設置場所の詳細な情報や、外部のAED貸出し可能時間などの確認が出来ますので、とても実践的・有効・効果的なAEDマップとなっております。これにつきましては、取手市のホームページ上にAEDマップに関する情報発信をしてまいりたいと考えております。以上となります。

○岩澤委員長 久保田委員。

○久保田委員 ありがとうございます。ぜひホームページ上にそういうマップ——AEDがどこにあるかって瞬時に分かるようなマップの、今度周知のほうをこれからよろしく願いたいと思います。以上です。

○岩澤委員長 次に、落合委員。

○落合委員 よろしく申し上げます。初めに、学びの保障に向けた不登校児童生徒対策についてです。これは文部科学省の誰1人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策CO-COLO（ココロ）プランからちょっと拝借した言葉なんですけれども、今、不登校児童も過去最高に上って、今定例会でも教育部長のほうから、本市の不登校児童も今増加傾向にあるというような御発言ございました。今、ひとくくりにはですね、この不登校児童といってもいろんな状況あるかと思っております。いろんな今、私もPTAなんかでお母さんたちからお話聞くと、学校には通ってないんですけれども、部活動には参加していたりですとか、土日はふだん通っている子どもたちと一緒に遊んでたりとか、本当に子どもたちってどういったきっかけで、また学校に復帰したりってというような、ほんのちょっとした支えですとか、そういった個々のニーズに応じた受皿ってというのがすごい大事になってくるのではないかなというふうに思っているんですが、今、初めに本市の不登校児童生徒が学びたいと思ったときに学べる環境の整備、状況についてお聞かせいただければと思います。

○岩澤委員長 笠井センター長。

○笠井教育総合支援センター長 教育総合支援センター、笠井です。落合委員の質疑にお答えいたします。各学校において、自分のクラスに入りづらい児童生徒にとって、ハード

ルを下げた環境、また、自分に合ったペースで生活、学習できる環境、例えば保健室や相談室などを学校内に設置していて、その一つとして校内フリースクールがあり、校内スクール——校内フリースクールにおいて、学習支援を実施している学校もあります。各学校の校内フリースクールの運営においては、空き時間の教員、スクールカウンセラーや子どもと親の相談員、図書館司書など、学校教職員がチームとして対応することで、児童生徒に対し、安心して過ごしたり、学習指導を受けたりできるような支援を行っております。以上です。

○岩澤委員長 落合委員。

○落合委員 ありがとうございます。もう本当に忙しい先生方ですが、様々なチームになって、そういった子どもたちの受皿、支援していただいているというのが分かりました。次にですね、取手市の総合——教育総合支援センターの充実ということでちょっとお聞きをしたいと思います。やっぱり今、設置してある場所、取手市のちょっと外れにあるということで暫定的ではあるんですけども、やっぱり藤代方面の保護者からですね、やっぱり子どもを、そういった施設に車で送迎したいんですけども、ちょっと時間的に現在、適応指導教室、開設時間が10時から3時までということで、働きながらですとちょっと送迎もなかなか厳しいというちょっとお声もいただいてまして、そこをですねもうちょっと、開所時間を拡大出来ないかというのはちょっと御要望がありまして、その辺のちょっと御見解いただけたらと思います。

○岩澤委員長 笠井センター長。

○笠井教育総合支援センター長 落合委員の御質疑にお答えいたします。教育総合支援センターとして、「ひまわり」があるんですが、児童生徒や保護者のニーズに合わせた運営を行っていくことが大切であるということは認識しております。現在、適応指導教室を指導する教育相談員は、全員が週5日の勤務でないため、毎朝、前日の子どもたちの様子について、打合せの時間を設け、一人一人について情報を共有し、その日の声かけや対応について共通理解を図っております。また、教育相談員は、朝、児童生徒が保護者と一緒に通室する際には、保護者に、その子の体調面の様子、また、家庭での様子について、時間をかけて確認をするように対応しております。このように、適応指導教室は、より細かい配慮のもと、児童生徒を受け入れております。受入れ時間を早めることについては、今後、教育相談員の勤務体制の見直しや新たな相談員の確保等が必要となってきます。まずは、保護者のニーズを調査していきたいと考えております。以上となります。

○岩澤委員長 落合委員。

○落合委員 ありがとうございます。これからも不断の改善、取り組みしていただきますようお願い申し上げます。この質問——質疑を終わりにいたします。次に取手図書館の駐車スペースについてです。図書館館内のサービスじゃなくて、駐車スペースについて何かクレームですとかそういった声というのは届いていますでしょうか。

○岩澤委員長 樋口課長。

○樋口図書館課長 取手図書館の樋口です。お答えしたいと思います。取手図書館の駐車スペースについての苦情があるかというような御質問です。取手図書館の駐車スペース、

図書館の向かい側にある、借りている駐車場になりますが、現在 24 台止められるようになっております。こちらが、当然ですが取手図書館を利用する時間帯におとめいただくように確保をしているところでございます。ただですね、こちらのほう近隣の施設のほうでイベントがあったり、集まりがあったりということで、図書館を利用しない方が停めてしまう場合が多々ございまして、そういった場合に、図書館を実際に利用したくて来た方が、今日は止められないんだけどってというような苦情をいただくことが生じております。

○岩澤委員長 落合委員。

○落合委員 分かりました。図書館、ゆったりとですね、日中読書に楽しまれて、利用されてる方もいればですね、子育て世代のちょっとお母さんからいただいた御要望ですけれども、買物の合間ですとか子どもの送迎の合間にですね、目的の本を借りたり返却したりしてですね、本当短時間、駐車するスペースがなくて、たまにちょっと路駐してしまったなんていうお声もいただきました。ですので、そういったですね、全て利用目的に応じたですね——これなかなか難しいと思うんですけども、利用者に応じた駐車スペースの何か利便性の向上対策みたいな図れないのか、お聞かせいただければと思います。

○岩澤委員長 樋口課長。

○樋口図書館課長 はい、お答えいたします。多分、本を返してすぐ帰りたいような短時間の御利用者の利便性を、という御質問だと思います。こちらですね先ほども申し上げましたように、近隣施設でイベント、集まりがあった場合に、やはり混雑する状況がございまして、図書館の職員でも駐車スペースの見回りを行いまして、違う施設に御利用のお客様に関しましては、御移動——車の御移動をお願いしたり、そういった施設の——館内放送をしていただいて、移動をお願いしたりしている状況でございます。やはり図書館の利用、それも様々でございまして、長い時間、図書館でお過ごしいただいてられる方、あるいはおっしゃられましたように、短時間でも、今日は本を返すだけで、さっさと帰りたいって方もいらっしゃるかと思います。そういった方でやはり駐車スペースに止められないというお声やはりありますので、そうですね、やはりそういった方にもきちんと停めていただけるような方策をちょっと考えたいなと思います。ちょっとこれから方法とかスペースに関しましては、今あるスペースを使ってにはなりますけども、考えていきたいと思っております。

○岩澤委員長 落合委員。

○落合委員 難しい課題だとは思いますが……

〔高橋議会事務局主事ベルを 1 回鳴らす〕

○落合委員 (続) ぜひよろしく願いいたします。以上です。

○岩澤委員長 最後に、根岸委員。

○根岸委員 お願いいたします。まず、教科書採択手順について伺います。先ほども補正予算のところ教科書について言及があったと思うんですけど、ちょっと今まで注目してこなかった点というところで反省しております。まず、その採択基準と伺いますか、どういった観点で選定をされているのかお伺いします。

○岩澤委員長 間下補佐。

○**間下指導課長補佐** 指導課、間下でございます。根岸委員の御質疑にお答えいたします。まず、採択に関する調査対象の教科書につきましては、全て文部科学省の検定を通っているものとなります。その中から、地域性や、採択地区内の子どもの状況等も鑑み、主に4つの観点で採択しております。一つ目は、学習指導要領の教科の目標を達成するためにふさわしい内容となっているか。二つ目は、内容の程度及び取扱いについて、各教科の見方、考え方を働かせるためにどのような工夫が見られるか。三つ目は、教材の配列や分量が適切であり、どのような特色があるか。四つ目は、用語や写真、グラフ、図表、フォント等の使用に関して適切であるか。以上の4項目になります。これらの項目を、子どもにとって使いやすいか、分かりやすいかという視点も加味して、調査・協議しております。また、今回調製する教科書は、100ページにQRコードが記載してあり、子どもがタブレット端末を持ってそれを読み取れば、関連の動画や資料を見られるような工夫もあります。そのような特色の採択の観点として含まれております。以上でございます。

○**岩澤委員長** 根岸委員。

○**根岸委員** 分かりました。では、実際採択をどのような手順で行っていくかの概要の御説明をお願いします。

○**岩澤委員長** 間下補佐。

○**間下指導課長補佐** お答えいたします。現在、小中学校の教科書は、法令に基づいて都道府県内の幾つかの地区に分け、その地区ごとに協議の上で共同採択し、さらにその結果を各市町村教育委員会において審議し、そこで決定した教科書が採用となります。茨城県は県内を11の地区に分けており、取手市・守谷市・利根町の3市町で第9採択地区を構成しております。今年度は4年に1度行われる小学校の教科書の採択、並びに毎年行われている特別支援学級における教科書の採択が行われました。採択の流れですが、取手市・守谷市・利根町の第9採択地区において、選定協議会を組織しています。その委員は、各市町の教育長及び職務代理人、保護者代表、校長代表、学識経験者の13名になります。実際の教科書調査については、選定協議会で承認された調査部員が6月中に2回の調査部会を開いて調査し、調査報告書並びに選定推薦理由書を作成します。なお、調査部員は、3市町の小中学校の校長・教頭・教諭の中から、専門性や経験を考慮して選ばれます。各教科三、四名ずつ、合計46名が調査を行いました。そして、調査部会の調査を基に選定協議会で協議し、共同で採択し、それを取手市の教育委員会で審議します。その上で、取手市の使用教科書として決定いたします。以上です。

○**岩澤委員長** 根岸委員。

○**根岸委員** ありがとうございます。では、採択過程の開示状況だったり、透明性だったりというのはどの——どういう状況なのでしょう。

○**岩澤委員長** 間下補佐。

○**間下指導課長補佐** お答えいたします。採択過程の透明性についてですが、協議会規約11条において、協議会及び調査部会の会議の議事は、意思決定の中立を確保し及び公正な教科用図書を選定に資するため公開しないとされており、協議会の任期の8月31日までは公開しておりません。納期が終わった9月1日以降においては、採択に関する資

料及び議事録等について、情報開示の請求があれば公開しているところであります。以上です。

○岩澤委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。早速、先ほどおっしゃっていただいた茨城県教育委員会のホームページを見ましたら、第9採択地区は今の取手市・守谷市・利根町ですよね。小学校の数学——じゃない算数の教科書において、ちょっと何か大体傾向が多い採択の会社というのが見て取れるんですけども、算数だけ第9採択地区というのがほかのところでは採択していない教科書を採択している状況から見て取れるんですね。そういった場合、何でこれにしたのかしらというのを確認できるようなという——ほかの教科書と比べたりとかということは可能なんでしょうか。これを今回採択しますというので、展示されているところは確認したことがあるんですけども、そういった場所で採択されなかったものとされたものの比較とかというのは可能なんでしょうか。

○岩澤委員長 間下補佐。

○間下指導課長補佐 お答えいたします。教科書の比較については、全ての会社の教科書が第9採択地区教科書センターのほうに保管しておりますので、比べることも可能です。あと、その上で、それが選ばれたということにつきましては、調査研究報告書、選定推薦理由書、あるいは議事録がございますので、開示請求いただいたものに関しては、どなたへも公開しております。以上です。

○岩澤委員長 根岸委員。

○根岸委員 ありがとうございます。非常によく分かりました。ありがとうございます。

では次、放課後子どもクラブ運営について、お伺いします。9月議会で詳細に報告をいただいたところなんですけれども、その中で、令和4年度放課後子どもクラブ利用者満足度調査についても御報告をいただいております。その中でちょっと気になったのが、19ページになるんですけども——19・20ページ、4・5・6というので、支援員の言葉づかいや態度は適切だと思いますかというところに、あまりそう思わない・全くそう思わないというところに、一定程度——数が入っている。また、その次の5-7の支援員からの連絡や報告は適切に行われていると思いますかというところにもやはりあるし、それから5-8の支援員のトラブルや？けんか？に対して適切に対応していると思いますかというところにもあるんですよね。ゼロにはならないとは思いますが、高評価をいただいているという総評だったんですけども、やはりこの辺は少しずつでも減らしていくという対策が必要なんだ——なのかなと思っています。それに対して、何かこう対策等はされているか、お伺いします。

○岩澤委員長 長塚課長。

○長塚子ども青少年課長 子ども青少年課、長塚です。根岸委員の御質疑にお答えいたします。放課後子どもクラブでの支援員の対応に対する不満というものが、一部の支援員の対応に対する不満というものが、この結果に出ているのかなというふうには理解しております。改善のための手法としましては、やはり定期的な巡回指導、それから支援員の質の向上を行う——図るための研修の開催というものが、大変重要になってくると考えており

ます。この件に関しましては、令和5年度に関して研修の実施状況についてお話ししますと、民間委託事業者との合同交流事業という支援員交流事業としまして、2回ほど研修というものを実施しております。いずれも発達に課題がある児童への対応、それから保護者対応、児童への接し方などに対する研修というものを行っております。特に、11月に開催しました研修においては、市の直営クラブで採用から2年目までの経験の浅い職員を集めて研修を受けていただいた実績がございます。今後もこういった研修や指導というものを継続していくことにより、こういった利用者満足度調査における支援の対応の回答の向上というものに努めてまいりたいと思います。以上です。

○岩澤委員長 根岸委員。

○根岸委員 研修等でなるべく質を上げていくというお話だったんですけども、実際その現状分析というか、この——何て言うんですかね、メリット、デメリットといいますか、余りそう思わない、全くそう思わないってところの……

〔高橋議会事務局主事ベルを1回鳴らす〕

○根岸委員 (続) 現状をもう少し分析しないと——なんて言うんだらう、適切な対策にはならないと思うんですけども、そこら辺の分析っていう点ではいかがでしょうか。

○岩澤委員長 長塚課長。

○長塚子ども青少年課長 お答えいたします。アンケート調査の追跡調査等が可能なものに関しては、当該支援員というものを確認出来た際には、直接クラブのほうに出向いて、事務局の——失礼しました、子ども青少年課のほうで指導というものを行っております。また同時に、どういった事案だったかということに対して、全てのクラブに情報共有を行いながら、再発防止ということで指導も同時に行っているところでございます。

○岩澤委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。もう一つ、支援員・補助員の人材不足についてなんですけども、こちらは遠山議員等の一般質問でも、すごく民間事業者のほうで充てていただいているので助かっているという話を伺っています。なんですけれども、実際働いている方にちょっとお伺いしたところ、本当にその人材不足というのは深刻で、民間事業者さんも獲得するのがすごく大変だと。実際、応募されている方誰でも雇用している状況になっているのではないかとということで、支援員——新しく入ってきたその支援員さんの教育だったり指導だったり支援だったりのほうに、何か……

〔高橋議会事務局主事ベルを1回鳴らす〕

○根岸委員 (続) 手が回ってしまうという話を聞いてるので、御報告しておきます。以上です。

○岩澤委員長 以上で、通告された質疑が終わりました。これで教育委員会、文化芸術課、消防本部所管の付託議案外の質疑を終わります。

## 【ここから音校正済 委員間討議・討論・採決部分】

当委員会の付託議案の討論に入る前に確認します。議会基本条例第11条第2項に、委員会活動を中心に委員間討議を行うものとするがあります。委員間での自由討議が必要と

思われる議案はありますか。——ないようですので、討論・採決に入ります。

次に、当委員会に付託された市長提出議案の討論・採決を行います。討論はございますか。——討論なしと認めます。以上で、当委員会に付託された市長提出議案の討論を打ち切ります。

これより採決を行います。採決は議案番号順に挙手により行います。

議案第 54 号、取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岩澤委員長 全員賛成です。よって、議案第 54 号は可決しました。

次に、議案第 55 号、取手市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岩澤委員長 全員賛成です。よって、議案第 55 号は可決しました。

ただいま、結城委員が退席いたしました。

次に、議案第 56 号、取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岩澤委員長 全員賛成です。よって、議案第 56 号は可決しました。

ただいま、結城委員が出席いたしました。

次に、議案第 57 号、取手市火災予防条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岩澤委員長 全員賛成です。よって、議案第 57 号は可決しました。

議案第 60 号、令和 5 年度取手市一般会計補正予算（第 9 号）所管事項について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岩澤委員長 全員賛成です。よって、議案第 60 号のうち、当委員会所管事項は可決しました。

## 【ここまで音校正済 委員間討議・討論・採決部分】

以上で、当委員会に付託された市長提出議案の審査は全て終了しました。これで、当委員会に付託された案件の審査は全て終了しました。この後、令和 5 年度第 2 回市民との意見交換会における御意見・御要望について、執行部からの回答を確認いたします。この回答に関係しない執行部の皆さんは、退席していただいで結構です。お疲れさまでした。

休憩します。

午前 時 分休憩

午前 時 分開議

○岩澤委員長 再開します。

それでは、令和5年度第2回市民との意見交換会における御意見・御要望の調査についてを議題といたします。令和5年度第2回市民との意見交換会での御意見・御要望について、サイドブックに登載したとおり、執行部より回答をいただいております。執行部からの回答について、確認事項ございますか。確認する項目の番号述べてから、発言をお願いいたします。

関戸委員。

**○関戸委員** 3項目で、これは要するに選挙の要望・意見の真意は、やっぱり投票率向上をどうしたら上げられるのかということなんですよね。いろいろ書いてますけども、やっぱり投票率向上について書いてます。それで、現状の中でいろいろ書かれていまして、今度の新しい方策などについても書かれていますが、例えば市内342か所のポスター掲示場、これ取って見ても、実際はもう道路で走っていて、ポスターなんか見てる暇ない。ポスター一見ながら走ってたら、事故を起こしちゃうんじゃないかというようなところが何か所もあります。これは、これまでも委員会かどっかでね、意見を出してると思うんですけども、ですから全体的に見てね、いろいろこうやっていますよ、今度はこういうふうにやりますよってということなんだけど、なお検討しますよってということが、最後にやっぱり必要んじゃないかというふうに思うんですよね。さっき言いました例えば342か所のポスターの掲示場設置していますが、位置なども含めてそれから、そういうことがちょっと入るともったいいのかなっていうふうに私は思ったんですが、読んでいて。はい。一番最後の当然だからね。それらも含めて、やっぱりなお検討していくというのが、市長からって。私のちょっと、そこを確認したいなと思って。

**○岩澤委員長** 確認ということなんですけど、それは、今関戸さんの御意見というところで、とどめておくということよろしいですか。

**○関戸委員** 要するに、現状……

**○岩澤委員長** マイクお願いします。

[発言する者あり]

**○関戸委員** 342か所の掲示場の設置、これについて本当に見られてるのっていう場所、明らかにこれ見てたら、事故を起こさないかっていう場所があるんです。そういうところについてどんなふうに把握されてるのかなと。

**○岩澤委員長** 松崎書記長補佐。

**○松崎選挙管理委員会書記長補佐** 選挙管理委員会書記長補佐、松崎です。今、関戸委員からお話がありましたまずポスター掲示場の役割としては、やはり選挙の方がより目にするところに置くというのが基本だと思っております。そういった上で、基本的には車から見れるという視点ではなくて、あくまでも歩いている方であったり、立ち止まっていたいてというところが基本になると思っております。ですから、ただその中でも例えば交差点の逆に危なくない範囲の中で、なるべく——当然、交差点では人の——人々が止まりますので、そういったところを重点として、あわせて高等学校とかの校門入口とかそういったところでも、なるべく目に止まるようなところというところで、いろんなところを検討した上で、現時点ではこの342か所この場所ということで行っております。また、選

挙との間の中でも、また設置箇所に関して、状況によって設置ができなくなっている場所であったりとか、さらによい場所というのもその都度、選挙の間になるんですけども、現地を見た中で変更が必要なところは随時、対応していくというところで、引き続き安全な場所であつ——なおかつ啓発に適したところを引き続き選択して、設置に向けて進めていきたいと思っております。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 そういうことから、例えば主要な道路に、例えばふれあい道路に面してるところなんか交通量が多いわけで、？歩道側？のように車道側に見えてもしょうがないからと思っております。それから、トヨタビスタから入る広い道路などは、真ん中の植え込みに置いても、歩道からは距離があり過ぎるんですよ。車からは見えます。通ってる車はそばを通りますから。ですから、そういう意味では、通る車から見せるんじゃないなくて、歩道を歩いている人に見えるように、そういう設置が必要なのが何箇所かありますよということなんですよ。おっしゃるとおりで、そういうことについてれば私も言いません。以上です。

○岩澤委員長 鈴木書記長。

○鈴木選挙管理委員会書記長 お答えさせていただきます。そういった御意見、十分認識させていただいております。先ほど書記長補佐の松崎のほうも答弁させていただいたとおり、やはり選挙と選挙の間には、それぞれ選挙管理委員会の中の職員もしっかりと検証しています。本当にここが必要性があるのか、ここもっと別の場所がいいのかというのは、その都度その都度検討させていただいて、改善に向けて努力はしているところでございます。やっぱり物理的な問題もあって設置出来ないようなところもありますし、今ご意見いただいたように、歩道側に歩いている方がよりよく見えるような場所というのも確認していかなくちゃいけないと思っておりますので、引き続き、この342か所につきましては、本当に適切なのか本当に皆様の啓発にちゃんと役割を果たしているのかというところは、日頃から確認させていただいて、改善をしていきたいなと思っております。以上です。

○岩澤委員長 そのほかはありますか。これで、執行部への確認を打ち切ります。御協力いただきました執行部の皆さん、ありがとうございます。退席していただいて結構です。この後休憩に入りますが、休憩——この後、令和5年度第2回市民との意見交換会での御意見、御要望について、協議、調整を行います。

それでは、1時40分まで休憩いたします。

午後 時 分休憩

○岩澤委員長 再開します。

令和5年度第2回市民との意見交換会での御意見・御要望について、執行部より回答いただき、ただいま休憩中、文言等、また内容を確認したところ、修正がございましたので、こちら内容をお伝えいたします。まず、そのまま来年——来年度、次の任期の委員会に申し送る事項としまして、1番、5番、9番、12番、13番、14番、15番、16番、17番、18番、19番、21番となります。また、再調査が必要という項目について、3番、20番となります。さらに、本委員会での回答不要となりましたが、改めて、次の任期の委員会で検討していただく項目といたしまして、2番、4番、6番、7番、8番、10番、11番と

なりました。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩澤委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。それでは、執行部からいただいた回答及び執行部への確認で、意見交換会の回答の主旨は固まったと思います。それ以外の部分の取りまとめ及び字句の整理は委員長に御一任いただき、これを改選後の総務文教常任委員会に引継ぎをしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩澤委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。  
最後にその他です。委員の皆さんから何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩澤委員長 なしと認めます。以上で、本委員会の全ての日程が終了しました。2年の任期ではございましたが、委員長職を務めさせていただき、ありがとうございました。これで総務文教常任委員会を閉会いたします。

午後 時 分散会

取手市議会委員会条例第31条第1項の規定により署名又は押印する。

総務文教常任委員会委員長 \_\_\_\_\_